

全国病院事業 管理者等協議会

全国病院事業管理者等
協議会 事務局

担当 原田:佐伯(川崎市病院局内)

電話044-210-2170

mail:saeki-k@city.kawasaki.jp

会報

第1号(平成18年4月)

速報：新たに12団体(35病院)、全適になりました！

(総計92団体、247病院)

都道府 県 (24団体)	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県
	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県
	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	兵庫県
	鳥取県	徳島県	愛媛県	高知県	長崎県
	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

政令指 定都市 (6団体)	札幌市	仙台市	横浜市	川崎市	広島市
	北九州市				

市町村 等 (62団体)	函館市(北海道)	中標津町(北海道)	奥州市(岩手県)	藤沢町(岩手県)	大崎市(宮城県)
	横手市(秋田県)	仙北市(秋田県)	白鷹町(山形県)	川口市(埼玉県)	草加市(埼玉県)
	銚子市(千葉県)	松戸市(千葉県)	旭市(千葉県)	青梅市(東京都)	八丈町(東京都)
	氷見市(富山県)	岡谷市(長野県)	佐久市(長野県)	波田町(長野県)	四日市市(三重県)
	伊勢市(三重県)	近江八幡市(滋賀県)	東近江市(滋賀県)	福知山市(京都府)	舞鶴市(京都府)
	亀岡市(京都府)	池田市(大阪府)	貝塚市(大阪府)	枚方市(大阪府)	泉佐野市(大阪府)
	和泉市(大阪府)	伊丹市(兵庫県)	赤穂市(兵庫県)	宝塚市(兵庫県)	高砂市(兵庫県)
	川西市(兵庫県)	海南市(和歌山県)	橋本市(和歌山県)	有田市(和歌山県)	鳥取市(鳥取県)
	岩美町(鳥取県)	智頭町(鳥取県)	南部町(鳥取県)	日南町(鳥取県)	松江市(島根県)
	安来市(島根県)	岡山市(岡山県)	笠岡市(岡山県)	井原市(岡山県)	尾道市(広島県)
	光市(山口県)	周防大島町(山口県)	徳島市(徳島県)	つるぎ町(徳島県)	西条市(愛媛県)
	土佐市(高知県)	高知県・高知市病院企業団(高知県)	公立八女総合病院企業団(福岡県)	長崎市(長崎県)	大村市(長崎県)
	鹿児島市(鹿児島県)	那覇市(沖縄県)			

色つき が、新規全適団体です。

平成 18 年度、新規全適団体を御紹介します（敬称略）

	札幌市(北海道) 病院事業管理者 吉田 哲憲（医師） 前歴：市立札幌病院副院長		函館市(北海道) 公営企業管理者 病院局長 井上 芳郎（医師） 前歴：国立大学法人北海道大学 理事・副学長・経営協議会委員
	茨城県 病院事業管理者 古田 直樹（医師） 前歴：財団法人竹田総合病院 最高顧問		川口市(埼玉県) 病院事業管理者 長谷川 隆光（医師） 前歴：川口市立医療センター院長
	岡谷市(長野県) 病院事業管理者 塚田 昌滋（医師） 前歴：市立岡谷病院長		滋賀県 病院事業庁長 川尻 嘉徳（事務） 前歴：滋賀県理事員 （県立病院改革担当）
	徳島市(徳島県) 病院事業管理者 湊 省（医師） 前歴：徳島赤十字病院副院長		公立八女総合病院企業団(福岡県) 企業長 吉田 博（医師） 前歴：公立八女総合病院院長
	大分県 病院事業管理者 斎藤 貴生（医師） 前歴：財団法人福岡県対がん 協会会長		宮崎県 病院局長 植木 英範（事務） 前歴：宮崎県社会福祉協議会 副会長兼常務理事
	鹿児島県 病院事業管理者 福元 俊孝（医師） 前歴：鹿児島県立薩南病院長		沖縄県 病院事業局長 知念 清（医師） 前歴：沖縄県立中部病院副院長

管理者、変わりました（敬称略）

	山形県 病院事業管理者 野村 一芳（事務） 前歴：山形県中小企業団体中央会副会長		草加市(埼玉県) 病院事業管理者 高元 俊彦（医師） 前歴：長野厚生連北信総合病院副院長
	千葉県 病院局長 近藤 俊之（医師） 前歴：みらかホールディングス株式会社取締役		旭市(千葉県) 病院事業管理者 吉田 象二（医師） 前歴：旭中央病院副院長
	静岡県立静岡がんセンター 事業管理者 小野寺 恭敬（事務） 前歴：静岡県立静岡がんセンター事務局長		三重県 病院事業庁長 浦中 素史（事務） 前歴：三重県地域振興部長
	兵庫県 病院事業管理者 黒田 進（事務） 前歴：兵庫県農林水産部長		

全国病院事業管理者等協議会 役員

会長 武 弘道 (川崎市病院事業管理者)

副会長 久道 茂 (宮城県病院事業管理者)

矢野 右人(長崎県病院事業管理者)

監 事 岩崎 榮 (横浜市病院事業管理者)

星 和夫 (青梅市病院事業管理者)



「全適病院の飛躍的増加を祝して」

武 弘道

今年4月1日に「全適」団体が一挙に増えた。

これまでの全適病院を合わせると、全国で92団体、247病院となり、全自治体病院の約1/4が地方公営企業法の全部を適用して病院事業管理者を置いたことになる。

平成5年に私が鹿児島市病院事業管理者になった時は、まだ全適病院は全国に42団体、98病院しかなかったことを思うと、隔世の感がある。私は、国立病院や大学附属病院が独立行政法人化して経営の形態を変え、効率化を目指したのに、自治体病院だけが、マンネリの非効率の運営に置かれたままであることに苛立ちを覚え、全適に変える運動を続けてきた。北は札幌市、函館市から南は大分県、宮崎県まで出向いて首長さん、議員の方々、病院職員や医師会の集まりに出向いて説得を続けた。

新しい病院事業管理者の顔ぶれを見ると、元会社の社長さんあり、民間病院出身者あり多士済々である。戦後60年の間、ほとんど変わらぬ形態で運営されて来た自治体病院のあり方が大きく変わる年になると考える。

私たちが取り組まねばならない課題は山ほどある。給与のあり方の検討、医療機器や薬品、物品の購入のあり方などの情報交換を行い、ボーナスの評価制度の導入などは連携して同時にスタートするなど、管理者の会がそれぞれの自治体病院の経営改善に資することを期待するもでのある。

全国病院事業管理者等協議会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国病院事業管理者等協議会という。

(目的)

第2条 本会は、病院事業に地方公営企業法を全部適用している団体及び今後全部適用を検討している団体間で構成し、全適病院の経営の健全化及び効率化に資することを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 地方公営企業法を全部適用している団体の管理者で本会の目的に賛同して加入した者。なお、管理者を設置していない団体や、1人の管理者で病院事業と他の事業を兼ねる団体については、病院事業の責任者とする。

(2) 地方公営企業法の全部適用を検討している団体の責任者で本会の目的に賛同して加入した者。

(入会及び会員資格の継承)

第4条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記名捺印のうえ、当該申込書を会長に提出するものとする。

2 前条に掲げる者で交替があったときは、後任の者が引き継ぐものとする。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする会員は、会長へ届出を行うことにより退会することができる。

第3章 役員

(役員の種別及び事務局)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

幹事 若干名(当番世話人を含む)

監事 2名

2 会長、副会長、幹事及び監事は第3条第1号に規定する会員のうちから会議において選任する。

3 本会の事務局は、会長の属する団体内に置く。

(役員の種類)

第7条 会長は、会務を統括し本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

3 会長、副会長及び幹事で幹事会を構成し、会の運営に当たる。

4 監事は会計を監査する。

(任期)

第8条 役員は任期は2年とする。ただし、その任期は、選任された年の翌々年の会議の終結の日とする。また、再任を妨げない。

2 選任された管理者もしくは責任者に交替があった場合は、後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

第4章 会議

(会議の開催)

第9条 本会は、第2条に規定する目的の達成のため、定例会議を年1回開催する。

2 定例会議において、次年度の定例会議を担当する当番世話人を指名する。

3 定例会議の出席対象者は、第3条に規定する会員のほか病院事業を行っている団体に会議に関心のある団体に所属する職員とする。

4 会長が必要とするときは、臨時で会議を開催することができる。

(定例会議の運営)

第10条 定例会議は、全体会議、病院事業管理者会議及び事務責任者会議で構成する。

2 全体会議は原則公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

3 第1項に規定する会議の議長は、当番世話人又は当番世話人が指名する者とする。

(当番世話人の事務)

第11条 当番世話人は、幹事会の了承のもと次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 開催日時及び会議の決定

(2) 会議次第の決定

(3) 会議議題のとりまとめ

(4) 会議開催中の庶務

(5) 会議終了後の事務局への会計報告

(会議に要する経費)

第12条 当番世話人は、第13条の規定により納入された会費により会議を開催する。

2 当番世話人は会議運営に要する経費を見積もり、会議開催の2ヶ月前までに事務局へ当該金額の報告を行う。

3 事務局は、前項の規定により報告を受けた金額を会議開催の1ヶ月前までに開催団体に引き継ぐ。

4 当番世話人は、会議終了後すみやかに支出証明書類を付して事務局に対し会計報告を行うとともに、執行残が生じた場合は事務局へ引き継ぐ。

第5章 会計

(会費)

第13条 会員は本協議会会費として年額20,000円を事務局に納入しなければならない。

2 前項に掲げる会費の金額は全体会議において変更することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計の報告)

第15条 事務局は、毎年度、監事の会計監査を受けた後、会計年度終了後直近の会議において会員に対して会計の報告を行い、承認を得なければならない。

第6章 補則

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会員との協議のうえ、これを定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

ただし、第5章会計に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

